

## 稲敷市外部評価委員会設置要綱

## (設置)

第1条 市が実施する行政評価について、外部からの意見を取り入れることにより、客観性及び透明性を確保し、更なる市民サービスの向上を図ることを目的として、稲敷市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (掌握事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が実施した事務事業評価の結果について、行政外部の視点による客観的な評価及び検証に関すること。
- (2) 行政評価制度の推進及び改善に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第3条 委員会の委員は、5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

3 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱することができる。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって選任し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

## (関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認められるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、行政評価担当課において行う。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年7月1日から施行する。

## 事前配布シート

### ■質問シート

#### 質問シート（記載例）

事業内容に質問等がある場合は、こちらのシートに質問したい内容をご記入いただき、メール（seisaku@city.inashiki.lg.jp）、またはFAX（029-892-2062）でご提出ください。

事業が対象となる外部評価委員会の開催5日前までに提出いただきますようご協力の程よろしくお願い致します。

#### 委員名

#### ■ 事務事業に対する質問

NO.	事務事業名	シート内 該当部分	質問内容
1	〇〇事業	C 事務事業 評価	妥当性について〇〇〇〇〇〇〇〇
2	〇〇事業	D 今後の取 組方針	担当課判定について、〇〇〇〇〇 〇〇〇
3	〇〇事業	B 事業費内 訳	積算根拠の工事請負費について、 備品購入費について、〇〇〇〇
4	〇〇事業	D 今後の改 善計画	今後の改善計画の〇〇について、 〇〇〇〇〇〇〇〇〇



## ■質問シート

### 質問シート（記載例）

事業内容に質問等がある場合は、こちらのシートに質問したい内容をご記入いただき、メール（seisaku@city.inashiki.lg.jp）、またはFAX（029-892-2062）でご提出ください。

事業が対象となる外部評価委員会の開催5日前までに提出いただきますようご協力の程よろしくお願い致します。

委員名 \_\_\_\_\_

#### ■ 事務事業に対する質問

NO.	事務事業名	シート内 該当部分	質問内容

8 日 月 火 水 木 金 土  
 2017 1 2 3 4 5  
 6 7 8 9 10 11 12  
 13 14 15 16 17 18 19  
 20 21 22 23 24 25 26  
 27 28 29 30 31

# 2017 9月

平成29年

10 日 月 火 水 木 金 土  
 2017 1 2 3 4 5 6 7  
 8 9 10 11 12 13 14  
 15 16 17 18 19 20 21  
 22 23 24 25 26 27 28  
 29 30 31

日	月	火	水	木	金	土
27	28	29	30	31	1	2
3	4	5	6 議会	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18 敬老の日	19	20 議会	21	22	23 秋分の日
24	25 議会	26	27	28	29 議会	30

9 日 月 火 水 木 金 土  
 2017 1 2  
 3 4 5 6 7 8 9  
 10 11 12 13 14 15 16  
 17 18 19 20 21 22 23  
 24 25 26 27 28 29 30

# 2017 10月

平成29年

11 日 月 火 水 木 金 土  
 2017 1 2 3 4  
 5 6 7 8 9 10 11  
 12 13 14 15 16 17 18  
 19 20 21 22 23 24 25  
 26 27 28 29 30

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9 体育の日	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	1	2	3 文化の日	4

10 日月火水木金土  
 2014 2 3 4 5 6 7 8  
 9 10 11 12 13 14 15  
 16 17 18 19 20 21 22  
 23 24 25 26 27 28 29  
 30 31

# 2016 11月

平成28年

12 日月火水木金土  
 2014 4 5 6 7 8 9 10  
 11 12 13 14 15 16 17  
 18 19 20 21 22 23 24  
 25 26 27 28 29 30 31

日	月	火	水	木	金	土
30	31	1	2	3 文化の日	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23 勤労感謝の日	24	25	26
27	28	29	30	1	2	3